

〔別 紙〕  
様式 1

事 業 報 告 書  
(自 令和 4 年 6 月 1 日 至 令和 5 年 5 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 点睛
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 熊本県熊本市中央区坪井 4 丁目 5 番 21 号

(3) 設立認可年月日 平成 11 年 4 月 15 日

(4) 設立登記年月日 平成 11 年 5 月 25 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

| 種 類 | 施設の名称 | 開 設 場 所                   | 許可病床数    |
|-----|-------|---------------------------|----------|
| 診療所 | 小島眼科  | 熊本県熊本市中央区坪井 4 丁目 5 番 21 号 | 一般病床 0 床 |
|     |       |                           | 療養病床 0 床 |

(2) 附帯業務 無

(3) 収益業務 無

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4 年 7 月 14 日 令和 3 年度決算の決定

令和 5 年 5 月 31 日 令和 5 年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 点晴

※医療法人整理番号

所在地 熊本市中央区坪井4丁目5番21号

財 産 目 録  
(令和5年5月31日現在)

|            |            |
|------------|------------|
| 1. 資 産 額   | 239,423 千円 |
| 2. 負 債 額   | 37,029 千円  |
| 3. 純 資 産 額 | 202,394 千円 |

(内 訳)

(単位：千円)

| 区 分               | 金 額     |
|-------------------|---------|
| A 流 動 資 産         | 223,420 |
| B 固 定 資 産         | 16,003  |
| C 繰 延 資 産         |         |
| D 資 産 合 計 (A+B+C) | 239,423 |
| E 負 債 合 計         | 37,029  |
| F 純 資 産 (D-E)     | 202,394 |

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 点睛

※医療法人整理番号

所在地 熊本市中央区坪井4丁目5番21号

貸 借 対 照 表

(令和5年5月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部       |         | 負 債 の 部             |         |
|---------------|---------|---------------------|---------|
| 科 目           | 金 額     | 科 目                 | 金 額     |
| I 流 動 資 産     | 223,420 | I 流 動 負 債           | 37,029  |
| II 固 定 資 産    | 16,003  | II 固 定 負 債          |         |
| 1 有 形 固 定 資 産 | 11,412  | (うち医療機関債)           |         |
| 2 無 形 固 定 資 産 |         | 負 債 合 計             | 37,029  |
| 3 その他の資産      | 4,591   | 純 資 産 の 部           |         |
| (うち保有医療機関債)   |         | 科 目                 | 金 額     |
| III 繰 延 資 産   |         | I 出 資 金             | 14,000  |
|               |         | II 積 立 金            | 188,394 |
|               |         | III 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |         |
|               |         | 純 資 産 合 計           | 202,394 |
| 資 産 合 計       | 239,423 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計     | 239,423 |

様式4-2

法人名 医療法人 点晴

※医療法人整理番号

所在地 熊本市中央区坪井4丁目5番21号

損 益 計 算 書  
(自 令和4年6月1日 至 令和5年5月31日)

(単位：千円)

| 科 目        | 金 額     |
|------------|---------|
| I 事業損益     |         |
| A 本来業務事業損益 |         |
| 1 事業収益     | 124,651 |
| 2 事業費用     | 126,934 |
| 本来業務事業損失   | 2,283   |
| B 附帯業務事業損益 |         |
| 1 事業収益     | 0       |
| 2 事業費用     | 0       |
| 附帯業務事業利益   | 0       |
| 事業損失       | 2,283   |
| II 事業外収益   | 324     |
| III 事業外費用  | 0       |
| 經常損失       | 1,959   |
| IV 特別利益    | 104     |
| V 特別損失     | 0       |
| 税引前当期純損失   | 1,855   |
| 法人税等       | 209     |
| 当期純損失      | 2,064   |

法人名 医療法人 点晴  
所在地 熊本市中心区坪井4丁目5番21号

※医療法人整理番号

|  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

| 種類   | 名称 | 所在地 | 総資産額<br>(千円) | 事業の内容 | 関係事業者<br>との関係 | 取引の内容 | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|------|----|-----|--------------|-------|---------------|-------|--------------|----|--------------|
| 取引なし |    |     |              |       |               |       |              |    |              |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

| 種類 | 氏名     | 職業 | 関係事業者<br>との関係     | 取引の内容   | 取引金額<br>(千円) | 科目   | 期末残高<br>(千円) |
|----|--------|----|-------------------|---------|--------------|------|--------------|
| 役員 | 小島 祐二郎 | 医師 | 当法人理事長、<br>不動産の賃借 | 賃借料の支払い | 18,000       | 地代家賃 | 18,000       |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 点晴  
理事長 小島 祐二郎 殿

私は、医療法人点晴の令和4年会計年度（令和4年6月1日から令和5年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。


監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年 7月 18日  
医療法人 点晴  
監事  印